

# 公立大学法人下関市立大学危機管理指針

2014年2月14制定

改訂 2022年3月24日

2024年1月23日

## 目次

第1章 総則	(第1条～第2条)
第2章 危機管理委員会	(第3条～第7条)
第3章 危機管理に関する措置等	(第8条～第10条)
第4章 危機対策本部	(第11条～第13条)
第5章 雑則	(第14条)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この指針は、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）において発生し、又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、法人における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、下関市立大学の学生及び教職員並びに近隣住民等（以下「学生等」という。）の生命を保護し、心身への被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### (対象とする事象)

第2条 この指針に定める危機管理の対象とする事象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育研究活動の遂行に重大な支障となる事象
- (2) 学生等の安全に係わる重大な事象
- (3) 施設管理上の重大な事象
- (4) 社会的影響の大きな事象
- (5) その他前各号に相当するようなもの又は法人及び大学運営に重大な影響を与えることが想定できるものであって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられる事象

## 第2章 危機管理委員会

### (委員会の設置)

第3条 法人に、危機管理に関し必要な事項を審議するため、危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。
- 3 委員長は理事長をもって充て、委員会を招集し、議長となる。
- 4 副委員長は学長をもって充て、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、事務局長、副学長及び学部長をもって充てる。
- 6 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

### (審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 危機管理ガイドライン、個別マニュアル及び事業継続計画に関すること
- (2) 危機管理対策の評価及び見直しに関すること
- (3) その他危機管理に関し必要な事項  
(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。  
(専門部会)

第7条 委員会は、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

### 第3章 危機管理に関する措置等

(理事長等の責務)

第8条 理事長は、法人における危機管理を統括する。

- 2 理事長、学長、副学長、事務局長及び学部長（以下「理事長等」という。）は、危機事象が発生したときは、関係機関への報告及び学生等への情報提供を適宜適切に行わなければならない。  
(危機管理体制の充実のための措置等)

第9条 理事長等は、教職員の危機管理意識の向上に日々努めなければならない。

- 2 理事長等及び教職員は、危機事象の発生予防に日々努めなければならない。  
(危機事象に関する報告等)

第10条 教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生し、又は発生するおそれがあることを発見したときは、事務局長又は学部長に報告し、情報の伝達が滞ることのないように努めなければならない。

- 2 事務局長及び学部長は、前項の報告を受け、又は自ら危機事象を察知したときは、当該危機事象の状況を確認の上、直ちに理事長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 理事長は、前項の報告を受けたときは、当該危機事象への対処方針等を協議し、決定しなければならない。

### 第4章 危機対策本部

(対策本部の設置)

第11条 理事長は、危機への対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該危機事象に係る危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- 2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 本部長は、理事長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
- 4 副本部長は、学長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その業務を代行する。
- 5 本部員は、事務局長、副学長及び学部長をもって充てる。
- 6 対策本部の庶務は、総務部総務課において行う。
- 7 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(本部員以外の者の出席)

第12条 本部長が必要と認めたときは、本部員以外の者を対策本部に配置させ、意見を聴くことができる。

(対策本部の権限)

第13条 対策本部は、本部長の指揮の下、危機事象に迅速に対処しなければならない。

- 2 教職員は、第1条に定める目的に鑑み、その所属、所掌する事務に関わらず、対策本部の指示に従わなければならない。

## 第5章 雑則

(雑則)

第14条 この指針に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。